

卒業生等の卒業証明書、調査書等各種証明書の交付について

1 申請・交付について

- (1) 各種証明書の申請・交付は、「本人が直接来校して申請し、来校して受け取る」ことが原則です。やむを得ない場合、代理人による申請・交付又は本人からの郵送による申請・交付を行います。
- (2) 卒業生及び転退学者が各種証明書を申請する場合、1通につき300円の事務手数料が必要となります。手数料は、「福島県収入証紙」を「証明書交付申請書」に貼ることにより納付します。
- (3) 交付には日数がかかるため、受取日に一週間程度の余裕をもって申請して下さい。申請した当日や翌日には交付することができませんので御注意願います。
- (4) 卒業後6年以上経過した方については、「成績証明書」及び「調査書」は発行できません。ただし、「単位取得証明書」又は「成績証明等発行不能通知書」は発行可能です。「成績証明等発行不能通知書」の発行を希望する場合は、証明書交付申請書の「必要な証明書の種類及び枚数」の「その他」の欄に必要な枚数を記入の上、「(証明書名：)」欄に「成績証明等発行不能通知書」と記載してください。

2 申請書の提出先・問い合わせ先

- (1) 受付窓口 申請は次により必要書類を提出又は郵送してください。お問い合わせ先も同じです。

〒962-0863 福島県須賀川市緑町 88 番地

福島県立須賀川創英館高等学校

電話 0248(75)3325 FAX 0248(72)7114

- (2) 受付時間 8：30～16：30 ただし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始の休業日は除きます。

3 証明書交付申請書の入手方法

- (1) 「証明書交付申請書」ほか所定の申請様式は、本校ホームページからダウンロードできます。
- (2) 事務室窓口でも入手できます。

4 申請方法

- (1) 本人が直接来校して申請する場合
 - ① 「証明書交付申請書」に必要な事項を記載の上提出してください。

- ② 申請者の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、学生証など）の呈示が必要となりますので、申請時に持参願います。
- ③ 証明書交付申請書に証明書1通につき300円分の福島県収入証紙を貼付するか又は持参してください。
- (2) 代理人が来校して申請する場合
- ① 「証明書交付申請書」に必要事項を記載の上提出してください。
- ② 「委任状」（本校ホームページから様式をダウンロードできます。）と代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、学生証など）の呈示が必要となりますので、申請時に持参して下さい。
- ③ 証明書交付申請書に各種証明書1通につき300円分の福島県収入証紙を貼付するか又は持参してください。
- (3) 遠隔地のため申請書を郵送する場合
- ① 「証明書交付申請書（証明書1通につき300円分の福島県収入証紙貼付）」に必要事項を記載の上郵送してください。
- ※ 県外在住により福島県収入証紙の入手が困難な場合は、最寄りの郵便局にて該当する手数料額（証明書1通につき300円）の「郵便小為替」を発行依頼の上、その小為替を、同封してください。
- ② 「本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証、学生証など）のコピー」を同封してください。
- ※健康保険証をコピーする場合被保険者等記号、番号等にマスキングを施すようお願いいたします。
- ③ 郵送による交付を希望する場合は、所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒の必要事項は、下記5-(3)を参考にしてください。
- 県収入証紙の貼付漏れ、返信用切手の不足がありますと交付できませんので御注意願います。

5 受取り方法

- (1) 申請者本人が直接来校して受領する場合
申請者の本人確認ができる書類を呈示してください。
- (2) 代理人が来校して受領する場合
申請者の委任状が必要です。（申請時に既に提出済の場合は必要ありません。）なお、代理人の本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証、学生証など）の呈示が必要です。
- (3) 遠隔地のため郵送で送付する方法
次により、切手を貼った返信用封筒を申請書等に同封してください。
- ① 封筒のサイズ 定型封筒：縦23.5cm×横12cm（「長3号」封筒）
- ② 貼付する切手の額
ア 卒業証明書・成績証明書・成績証明等発行不能通知書

| | |
|---------|-------|
| 1 通 | 84 円 |
| 2 通～4 通 | 94 円 |
| 5 通 | 140 円 |
| イ 調査書 | |
| 1 通 | 84 円 |
| 2 通～3 通 | 94 円 |
| 4 通～5 通 | 140 円 |

③ 封筒に「証明書交付申請書在中」と朱書してください。

6 手数料の免除

生活保護の被保護者の方については、手数料が免除できますので、交付申請の際に「証明事務手数料免除申請書」を「証明書交付申請書」提出時に、一緒に提出（郵送の場合は同封）してください。併せて、「生活保護受給者証」を御持参（郵送の場合は、コピーを同封）してください。

7 その他

福島県収入証紙は、福島県収入証紙の売りさばき所は、福島県収入証紙売りさばき所で取り扱っています。詳しくは、福島県のホームページでご確認ください。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabaki_jyo.html